

令和5年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和5年3月2日 (木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和5年3月2日 (木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君         |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君         |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君        |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (3) 広島県後期高齢者医療広域連合議会報告
- (2) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

- |      |       |                         |
|------|-------|-------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」            |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 「令和4年度坂町一般会計補正予算（第10号）」 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計補正  |

|       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
|       |        | 予算（第4号）」                                |
| 日程第5  | 議案第5号  | 「令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」             |
| 日程第6  | 議案第6号  | 「令和4年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」            |
| 日程第7  | 議案第7号  | 「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」           |
| 日程第8  | 議案第8号  | 「坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」            |
| 日程第9  | 議案第9号  | 「坂町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」             |
| 日程第10 | 議案第10号 | 「ベイサイドビーチ坂物販施設等設置及び管理に関する条例の制定について」     |
| 日程第11 | 議案第11号 | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の全部改正について」                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 「坂町国民健康保険条例の一部改正について」                   |
| 日程第14 | 議案第14号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                  |
| 日程第15 |        | 「令和5年度町長施政方針」                           |
| 日程第16 |        | 「令和5年度教育行政方針」                           |
| 日程第17 |        | 「一般質問」                                  |
| 日程第18 | 議案第15号 | 「令和5年度坂町一般会計予算」                         |
| 日程第19 | 議案第16号 | 「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                 |
| 日程第20 | 議案第17号 | 「令和5年度坂町下水道事業特別会計予算」                    |
| 日程第21 | 議案第18号 | 「令和5年度坂町介護保険事業特別会計予算」                   |
| 日程第22 | 議案第19号 | 「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                  |
| 日程第23 | 発議第1号  | 「坂町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」             |
| 日程第24 | 議案第20号 | 「坂町教育委員会教育長の任命の同意について」                  |

日程第25 議案第21号 「坂町教育委員会委員の任命の同意について」

日程第26 議案第22号 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意  
について」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

早いもので、坂町議会議員の任期満了に伴う令和4年度3月定例会が本日より開会されますが、議員の皆様におかれましては、年度末を迎え、何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会においては、令和5年度予算審査特別委員会が設置され、審査いたすことになっておりますが、議員の皆様には審査進行等の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和5年第2回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、20件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月2日に安芸郡町議会議員研修会が府中町くすのきプラザにおいて開催されました。安芸郡内全4町の議会議員が出席し、坂町議会から議員12名が出席をいたしました。

研修会では、府中町PR大使の漫画家、田中 宏氏による「なりたい大人、夢見る場所、帰りたい町」と題し、講演を受けました。

次に、去る2月22日に自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパーク広島で開催され、県内全9町の議会議員が出席し、坂町議会から議員9名が出席をいたしました。

自治功労者表彰式では、全国町村議会議長会表彰を8名の議員が表彰され、坂町から15年以上、瀧野議員、出下議員、27年以上、中議員、大田議員がそれぞれ表彰

されました。

また、広島県町議会議長会広報コンクールの広報誌部門で坂町議会は入選を受賞し、表彰されました。

午後からの研修会では、東京大学大学院教授、牧野篤氏による「人生100年時代の地方創生」と題し、講演を受けました。

以上で、報告を終わります。

報告2 府中・坂地区水道整備協議会報告。

中川委員。

○11番（中川ゆかり議員） 府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

令和4年度府中・坂地区水道整備協議会が令和5年2月7日、オンラインによる会議が行われ、坂町から吉田町長、鈴木技監、私、中川が出席いたしました。

初めに、令和5年度広島市水道事業会計当初予算（案）の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金224万8千円、温井ダム建設負担金75万6千円、安全対策事業15万7千円、水源開発繰入金13万1千円、下水道使用料徴収業務受託金収入928万6千円で、合計1,257万8千円との報告がありました。

次に、令和5年度坂地区水道施設整備計画の説明があり、坂町での新設工事、施設更新及び改良につきまして、配水管改良工事など4件の計画について説明があり、会議が終了しました。

なお、詳細につきましては、事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

令和5年2月13日に令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、私が出席しました。

提出された11議案は、専決処分の承認が1件、条例制定が3件、条例の一部改正が3件、令和4年度の補正予算が2件、令和5年度の当初予算が2件で、いずれも全

会一致で承認、可決されました。

なお、会議資料は事務局に提出しておりますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である、田村好孝氏及び私、奥村富士雄の2人で行いました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を令和4年11月分を12月20日、令和4年12月分を1月23日、令和5年1月分を2月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めました。

次に、令和4年10月20日から令和4年12月20日までに行いました令和4年度定例監査の結果を令和5年2月20日に町長に提出いたしました。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 広島県町村会町長会議について御報告を申し上げます。

去る2月20日、町長会議がウェブにより開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、令和5年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、令和5年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認されました。

また、例年2月には勤続25年以上の町職員に対して、広島県町村会自治功労者表彰式が行われておりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりました。坂町からは都市計画課課長、川上宏規君、産業建設課係長、山下秀雄君の2名が受賞されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

岡村副町長。

○副町長（岡村 恒君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

令和4年第2回管理組合議会定例会が令和4年12月19日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに榎尾会計管理者と私が出席いたしました。

当日は10件の案件が提出され、まず、議案第4号、監査委員の選任につきましては、府中町在住の梶川三樹夫氏の選任について、全会一致で同意されました。

次に、議案第5号から第8号の会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び職員の給与に関する条例の一部改正について並びに組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、いずれも人事院給与勧告及び国家公務員の給与改定などを考慮し、職員等の給料表や期末手当等の支給割合を改定するために、令和4年3月23日、5月30日及び11月21日に専決処分したもので、それぞれ全会一致で承認されました。

このほか、議案第9号につきましては、広島県水道広域連合企業団の職員に対する退職手当の支給に係る事務等を広島県市町総合事務組合が受託することに伴い、令和4年11月24日に規約の変更を専決処分したもので、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いを考慮し、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するなどの所要の改正を行うもので、原案のとおり全会一致で可決されました。

また、議案第11号、令和3年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

一般会計の決算額は歳入総額5億8,281万8,848円、歳出総額5億4,625万9,902円となっております。

また、広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額13億6,039万126円、歳出総額13億3,335万7,185円となっております。

これら各会計の令和3年度の決算の確定による繰越金の計上等により、各会計の令和4年度補正予算案が上程され、議案第12号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ701万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,752万円とするものでございます。

また、議案第13号、令和4年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,203万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,577万2千円とするものでございます。

これら2件の補正予算案につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、令和5年第1回管理組合議会定例会が令和5年2月21日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに榎尾会計管理者と私が出席いたしました。

当日は8件の案件が提出されました。

まず、議案第1号、令和4年度安芸地区広域ごみ焼却事業特別会計補正予算（第2号）は、光熱水費等の高騰に伴い、歳入歳出それぞれ1,921万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,498万8千円とするものでございます。

議案第2号、安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政審査会事務の事務委託に関する規約の変更について、議案第3号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号、職員の降給に関する条例の制定について及び議案第5号、安芸地区衛生施設管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、地方公務員法や個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の追加や改正などを行うもので、いずれも原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第6号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、管理組合規約第12条第3項の規定に基づき、毎年度、関係市町の負担金の負担割合を定めるものでございます。

議案第7号、令和5年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億5,076万円とするもの、議案第8号、令和5年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ14億3,749万6千円とするもので、これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番瀧野純敏議員、9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月10日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 議案第3号「令和4年度坂町一般会計補正予算(第10号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第3号「令和4年度坂町一般会計補正予算(第10号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から2億9,147万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億6,553万4千円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越す事業の追加及び変更を行うもので、9ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

18ページの地方交付税では、普通交付税の変更決定による追加交付額を計上いたしました。

19ページの分担金及び負担金並びに20ページの使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

21ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

27ページの寄附金では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

28ページの繰入金では、大規模事業基金繰入金を減額をいたし、まち・ひと・しごと創生基金繰入金を計上いたしました。

29ページの諸収入、雑入では、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

30ページの諸収入、過年度収入では、平成30年度に実施した道路橋梁災害復旧事業に対する国庫支出金を計上いたし、町債では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、32ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

33ページの総務費、諸費では、それぞれの事業に係る国及び県に対する返還金を計上いたしました。

38ページの民生費、老人福祉費では、介護保険事業及び後期高齢者医療に対する経費を執行見込みにより計上いたし、民生費、障害者福祉費では、障害者の自立支援に係る経費を計上いたしました。

40ページからの民生費、保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

43ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業等について、執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

50ページの土木費、道路新設改良費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

53ページの消防費、防災対策費では、水尻地区防災研修所整備工事を減額をいたしました。

55ページからの教育費、小学校費及び中学校費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

59ページからの教育費、社会教育費及び保健体育費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 38ページの障害者福祉費で、自立支援給付費と障害児入所給付費の増額についてお伺いします。

福祉的にはとてもよいことだと思いました。それで利用者が増えたのか、1人当たりの回数が増えたのか、働きかけがあったのかなど、増額の要因をお聞かせいただきたいです。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの自立支援給付費及び障害児入所給付費等については、いずれも利用件数が伸びたのが主な要因でございます。

自立支援給付費については、当初2,115件の利用を見込んでおりましたが、2,258件、プラス143件の増が見込まれております。

また、障害児入所給付費等については、当初592件を見込んでおりましたが、817件、プラス225件の利用増がございました。

これについては、主な理由としては、コロナ禍で利用を控えておった利用者の方が、コロナの収束の兆しが見えたということで、利用が多くなったというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 8ページ、繰越明許費の補正についてちょっと伺うんですが、常に常連的にこの繰越明許が発生してるんですね。それで特に金額の多い都市防災総合推進事業4億910万円というふうな数字が記載されてるんですが、この理由をちょっと聞くんですけども、たしかこれは令和4年度の5月にも3億8千万円ぐらいの補正がありましたんで、何かそういう意味じゃ継続累積したもんかなと思うんですけど、その対策をどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監兼建設部長。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

この4億910万円につきましては、大半が、約9割がNEXCOと協定を結んでおります植田水尻側道線の事業費になりまして、3億5,810万円がこの事業の費用になります。

これにつきましては、令和3年度に予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係でNE X C Oのほうの設計が遅れて、工事発注が遅れておまして、令和3年度の予算を4年度に繰越しさせていただきました。何とか頑張ってはいただいたんですけど、やはり令和4年度分の予算が使えなくて、令和5年度に執行するというので、繰越明許費で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 40ページの児童扶養手当330万円マイナス補正ですが、この理由は何でしょうか。

それと、この児童扶養手当を受給していらっしゃる方が何名ぐらいいるんでしょうか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの児童扶養手当マイナス330万円については、国のほうの手当額の単価が減になったのが主な要因で減額となっております。

児童手当を受けられている方の件数については、約100世帯の150人の児童の方がこの手当を受けておられます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 続いて、その下のほうの生活扶助費が同じく減額になってるんですが、この生活補助を受けていらっしゃる方はどれぐらいおって、何が原因でこうなったのかを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの生活保護扶助費マイナス1,825万7千円については、生活保護扶助費のうち医療扶助費を受けられた方が亡くなったり、退院したりということで、大幅に減額となったものでございます。

次に、現在の生活保護の件数でございますが、53世帯が今の世帯数でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 先ほども柚木議員からもあったと思うんですけど、50ページの都市防災総合推進費の850万円の減なんですけど、これはちょっと聞くんですけど、これ、水尻の町道のはずなんですよね。そしたら、これはベイサイドビーチのために造るのか、たしか57名の水尻の方々にはありがたいことですが、これだけの費用を使ってというのは、その辺をはっきり知らせて、これ、ベイサイドビーチに利用するために造るのじゃないかと思うんですけど、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 恐らく植田水尻側道線のことだろうと思いますけれども、これは避難路としての整備になります。今、植田水尻間につきましては、国道31号と広島呉道路しかありませんが、実質、水尻の方が使える道は国道31号のみになります。やはり31号が途絶したときに、物資の輸送でありますとか、そういうものが滞ってしまいますので、やはり何か災害が起きたときに、逃げたり、あるいは物資を輸送したり、そういったものに使うための避難路として整備しているのが植田水尻側道線でございますので、決してベイサイドビーチ坂のために造っている道路ではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件で、ここで言うべきではないと思うんですけど、今度、クリアラインが4車線になれば、それであっこへ下ろすほうが早いんじゃないかと思うんですね。その辺はどういうふうに考えておるか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） クリアラインの水尻地区というのは見ていただいたら分かるように、高架橋でずっと行っておりました、あそこに下ろしたりというのは非常に難しい状況でございますので、植田まで行けば、インターチェンジがございますので、利用することは可能ですということで、ちょっと水尻地区とクリアラインを接続するというのはちょっと構造的に不可能でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 関連なんですけど、50ページの予算書、上から3番目、都市

防災総合推進事業 810 万円ほどプラスになってるんですね、委託料が。そのことがいわゆる側道の内容だと思うんですが、植田水尻側道線なんです、これは前回の会議で N E X C O 西日本との事業進捗調整によるというて 810 万円の補正が、プラスが上がってるんですが、現実にはこれは N E X C O 西日本に全部工事を振ってきた結果なんです、どういう理由なんですか、この 810 万円は。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） N E X C O のほうには少しでも工事進捗を図っていただきたいということでお願いしておりますので、その進捗が図れたということで、補正計上させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6 番（柚木 喬議員） 例えば、これ、工事現場いうか、山を崩すのが増えたとか、そういうふうな種のもんじゃないんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） そういうものではございません。あくまでも全体の中で工事進捗が図られた分の補正でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8 番（瀧野純敏議員） 51 ページの報償費のところ、1 番と 7 番なんですけど、消防、これを、前回だったら消防団員が相当数減ってきておるんですね。これを消防団員を増やす工夫をしよるのか。それが、その下で退職金報償金が 463 万 9 千円ですか、前年度からですね、ですからその辺を、前は少なかったのが増えとる。だったら消防団員が退職するのに、もうちょっと増やす工夫をしてもらいたいんですね。その辺は考えとるかちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員さん、52 ページでございますので、51 ページ言われましたけど、52 ページでございますので、変更いたします。

瀧野環境防災課長。

○環境防災課長（瀧野 稔君） 消防団員は退職で増えております。増やす努力なんですけども、広報とか、また、地域のほうでも消防団員が地域住民の方に消防団に入っ
てはどうかということで声をかけていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この周辺に来ましたんで、51ページのいつも出てくる下から4行目、がけ地近接等危険住宅移転事業、これが予算どおりのマイナスがここに入って、何だ、進捗がないんかということのを思うんですけども、この理由は何でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

がけ地近接等危険住宅移転事業でございますが、毎年、4月の広報でありますとか、ホームページに掲載いたしまして募集を募っておるところでございます。

今年度につきましては、申請がなかったために、全額を減額いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 今、言われた件ですが、何で申請がないんかということが問題になるだろうと思うんですが、そこ辺はどういうふうに分析されていらっしゃるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

周知のほうも、昨年度は4月及び8月に広報に掲載いたして募集の周知を募っておるところでございますが、がけ地近接等ということで、レッド区域にかかる家屋の方は、昔からのなじみの土地でありますとか、そういった土地を手放して、またよそへ行くというようなことが、なかなかその個人の方がちょっと判断が難しいであるとか、そういったことによるものだと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 教育費のほうの54ページのほうをちょっと見てください。

ちょっといろいろとICTの支援員が454万2千円の減額になってるんですが、

これはたしか当初予算どおりなんかなと思うんですけど、要は採用できなかった理由は何、前向きにやってるんかどうとか、その辺のことをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

I C T支援員につきましては、県費による職員配置がございましたので、1名配置をいたした上で、町費のほうを戻らせていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ということは、I C T支援員が県費による支援で何名、一応補充されてるということですか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

1名配置をいただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 33ページに企画費で補助金が3件ほど返還されておりますね。金額的には少ないんですけど、お聞きしたいのは、この3件とも人口減に対する施策になつとると思うんですね。それで、この返還した金額は少ないんですけど、目的を達成して、その後、余った金額なんか、あるいは、そうでないのであれば、どのような理由で返還金が生じたんかというのをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） この上の3件の返還金については、目的は達成しております。この返還金については、これで言いますと、令和3年度に国のほうに既に申請している金額が最終の精算のときとちょっと差異が出たということで、この金額を返還するもので、決して目的が達成できてないというものではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと傾向として聞きたいんですが、18ページ、歳入の

ほうなんです、地方交付税という3,038万円の増がありますね。結果が14億1,356万3千円というのが、これ、ちょっと過去、うちにとって最高額になるんじゃないかと思うんで、この傾向値をちょっと聞きたいんですけど、どんどんどんどん地方交付税が増えているということは、単純にええとは思いますが、今後もこういう流れが続くんかどうかいのをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 普通交付税につきましては、近年、災害復旧事業債の償還が本格的に始まっておりまして、そちらに対します交付税措置がついておりますので、このような14億円という数字になっております。

今後、まだまだ令和7年度あたりがピークになるんですけども、災害復旧事業債を償還していく期間、10年程度でございますけども、その間はこの程度の普通交付税の金額で推移していくものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 53ページ、水尻地区の防災研修所整備工事、取り下げられた件なんです、何点かちょっと確認させていただきます。

まず、先日の全協で研修所整備の取下げということで2,800万円報告がありました。この取下げについての経緯と理由を書かれております。住民への周知という形で報告があったわけですが、何か報告を聞いた限りでは、万歳万歳というふうないいような雰囲気が終わったような報告でした。

私が別件でちょっと水尻のほうに用事があって、住民協会長に、あんたらあっさりしとったの、分からんことはないがというような話をしたんですが、現状では検討されて、結局、まずこの報告の件なんです、取下げについて、取り下げる理由が1、2、3とありました。これは何か読みよったら、持っとなんかどうにかあれじゃけど、3番目にある、1番、2番は当然こっちのほう、要は呉側に寄ったほうに建設できるかも分からんというような意見で、それに対して今のクリーンセンターのほう、あっこならいいよと、そういうふうな我々も理解しとったんですが、住民協会長に、あんたらあっさりしとったの、2,800万円、あれはええよと、みんなで合意したよというような意見じゃっていうて聞いたんですね。だったら、いや、そうじゃないと。議会

にはそんな報告でしたかと。要は正面だと。横断歩道の正面のほうの物販施設の横のほうに、当初は、懇談会で、29年かな、そのときに懇談会で町長がやってやるというようなことを言うた、言わんというような議論があったみたいですが、結局は、あそこじゃないんだったら、もうあっちのほうへ行くんだったら、車でどうせ行くんだから、私もずっと走って見たんですが、一山越えるとクリーンセンターですね。まこと車だったら向こうのほうに加減がええでしょうね。避難所というのは結構どこも歩いて行くというようなケースが多いんですが、あそこにわざわざ車に乗って、一番ベイサイドビーチの呉側のほう、あそこらに建てるよりは、それじゃったらもうやらなくていいよというような話はしておりました。その代わりに、町長が懇談会で言うたんじゃいう頭にあるから、住民を説得する理由として、町長の一筆出してくれという話が行ってますよね。先日、コピーをもらいました、内容のね。関係機関と協議しながらいうような話で、結局、2,800万円を取消にしたということです。

ここで、ちょっとお聞きしたいのは、まず簡単に1点目、協議する中で、県のほうももちろん担当者が入って一緒に協議したというのを確認します。多分、そうだろうと思うんです。要は今のいろいろベイサイドビーチにこっちからこうなったりした分ね。その辺をちょっとまず協議した結果、県も入ったかどうか、坂町だけでやったんじゃなくて、それを確認。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに平成29年の水尻地区の町政懇談会で、当時の会長さんのほうから、ベイサイドビーチのほうに避難所を建設をしてくれるようなことは考えられんかというようなお話を受けました。そういう中で、地域の要望であるんで、いろいろと前向きに検討をしますという回答はしておりますけども、その時点で場所がどこかというようなことは一切言っておりませんので、どこでそういう行き違いができたんか分かりますけども、そういうことを申しております。

あとのことはちょっと担当課のほうから。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

先ほど町長が申されたとおりになんですけども、実際に水尻地区の方がそういうふうにおもわれとったと。物販施設と一緒につくんじゃないかと。ただ、坂町も県のほうもそういった話では協議はしておりません。そういった話を聞きまして、どこにできる

かと。また、あそこが港湾区域ということで、いろいろ建物の場所であるとか、用途であるとか、そういったものがすごく限られてきます。できないものではないんですが、するとしたらちょっと離れてしまうと。住民協の方がおっしゃられております横断歩道の近くとか、そういったところにはちょっと建設が難しいということで、県のほうとは十分協議をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、住民協としては横断歩道のすぐ近くという頭があったようですが、町長は何か検討するとしたとしても、あそこは言っていないし、あそこなら住民協も近いけんいいないのは私らでも分かります。

当初、何かモンベルと三つ並ぶときにもう一つつくんじゃ、三つ目がつくんじゃないんかないう思いもありましたけどね、当初ね。それがこういう形で、今、3棟でっかく並んでおります。ああ、そうじゃな思いながら、水尻地区はそんな感覚だったようです。一応、合意の文書を徹底したというふうに言っております。

あと、問題として、ちょっとできんかった理由、本当の理由を、何ぼか箇条書きで、何点かお聞きしたいんですが、一応スペース、以前は、大昔は、ああいったベイサイドビーチの軟弱なところに建物は建たんというのを町側は言いよったんですからね、当初は。技術が上がったんかの思いながら、それとも地が固まったんかの思いながらずっと見よったんですが、まず、今回、あそこでできないと。並んでできないいう、何ぼかあるんでしょうけど、箇条書きでちょっとお聞きします、これとこれとこれだと。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 変な話でありますけども、一応、当初はそういう要望を受けまして、いろいろ検討させてもらいまして、いわゆる都市防災の事業費を活用して建設を考えたらどうかないうような話もしておりましたが、これはいわゆる水尻地区の要望の強かった植田水尻側道線を建設をするということで、そちらのほうにシフトをしましたんで、そっちのほうのほうが大きな予算になりますんで、当然、そういうことで、避難所につきましては、これはちょっと難しいということで、今度は別の起債事業があるんですけども、それを活用してやることによって、ある程度、財源も確保できるということで整理をしました。そういうことで、研修施設とかいうような名前が

後からついたわけでありまして、そういう中で、場所は全然決定してなかったわけでありまして、そういう協議を担当部門のほうで水尻地区住民福祉協議会のほうに持ちかけて、話をいろいろさせてもらう中で、中身はいろいろあったと思うんですけども、要はあそこよりも、自分たちにとって便利がいいところならいいけども、それがもしかたないのであれば、それよりはむしろ、今、避難所として使わせてもらっております安芸クリーンセンターの会議室のほうで、この前も申しましたように、設備もいろいろ整っておりますし、あそこのほうがいいということで整理ができたというふうに私は認識をいたしております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ということは、要は法的なあれもないわけですね。特に緑化法がどうのこうの、少なくなっちゃいけないとか、そういう理由じゃなくて、今、町長が言われた理由、それが理由ですね、あそこにできなかった。

一つ、住民協会長が言いよったのは、要は物販施設、ど真ん中へ来ました。三つ大きく並びました。その隅っこもええんじやが、やっぱり予定よりあそこの物販施設、モンベルあたりがスペースが大きくなったんかなと。それでちょっとそういう考えもいったんかないうふうに私的には、一昨日、見たときに、あれだけ長くなって、ちょっとスペース空いてますかね。あそこらへ避難所と一緒に並べるのは雰囲気悪いんかな思いながら、そんなも頭にあったんですが、予定よりモンベルあたりも長くなったんじゃないです、その辺はいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） モンベルのテナントとして入っていただく物販施設でございますけれども、特に当初の計画から大きくなってるとはございません。予定どおりでございます。

以上です。

今のにぎわい創出施設を町のほうが計画しているということは、地元のほうには報告をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 住民協としては、さっきも言ったように、避難所を造るよりは物販施設、そっちを優先したんじゃない、町はというふうに捉えたというふうには

言っていました。そういうふうに捉えたと、実際、話した上でね。だから、必ずしも、今のまんまでいいとは思ってはいないんですよ、避難所を整備する。あっこへ行くのがベストだと。たまたまこっちよりはベストということで、だからその辺も町のほうももう一度理解しとっていただきたいと。あそこの物販施設との絡みで、あそこらへ何か1棟ぐらい建たんのかの思って歩いてみました。結構空き地がまだあるようなんだけどね、駐車場は外しても。その辺の規制もないんだったら、今回は取り下げたとしても、避難所というのは、やはりもうちょっと実際の地区に整備できるほうが多分いいと思うんで、その辺で、今回、繰越明許というのは、二、三年じゃけん、繰越明許してもしようがないけど、また今後事業を立ち上げるというのは可能だと思うんで、例えば水尻地区は側道線が今度ずっと入ってきます、将来、五、六年かかるのかな。それとか、市街化調整区域、こういった課題も抱えておると思うんですよね。その辺も含めて、またあそこらが、できりゃこっちのほうへありゃええんかなと、あっち、海のほうへいかんでも。そんなんも含めて、長い視点で長期的な課題解決いうんですかね、そんなんの思いもちょっと持っておいていただきたいなと思うんですが、町長の所見を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことを常に考えながら進めておるわけでありまして、あとはやはり行政がどんどん進めていくこともいいんだろうと思うんですけれども、ここに住んでおられる方がそれをどういうふうに捉えておられるかということも大切になってくると思います。そういうことで、市街化区域に編入するのであれば、調整区域から、それが住民協の地域の中の総意であれば、それは町としてもそれに応えるべき、全力でその実現に向けて努力はしていきたいというふうな思いは常に持っておりますんで、いわゆる市街化区域に編入されれば、下水道も整備されるわけでありまして、いろいろ面で、またそういうふうになってくると、新たな水尻地区の開発ということも視野に入るわけでありまして、そこらを総合的に地域と行政が思いを一つにして進めていかないと、なかなか難しいというふうに思っておりますので、逆に議員さんのほうから、それも地域のほうでそういうことで地域全体をよくするために市街化区域に編入したらどうかというような議論も議員の立場でしていただければ、非常にありがたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、町長が、いろいろ聞きながら、市街化調整区域、以前、話ししたこともありましたが、住民協の何人かですが、今、やっぱりほとんどがしないと、上のほうで止まってましたね。本当はもうちょっと積極的に、今度はもうちょっと情報がありゃ、あっこもあれだけの世帯ですから、そのほうが、将来、側道が入ってきたりして、こういった避難所の整備あたりもやりやすうなったり、どうもいろいろ売買も難しいところで、そんなんはちょっと気になっておるところです。極力話をするんですが、あれだけ20世帯ぐらいのあっこじゃけど、開発の仕方があるんで、そんな話は機会があればやっときます。

それと最後に、あっこへ4月1日からオープンになります。今、苦情としてちょっと町に要望しとってほしいと。夜中に暴走族が入ってくるんだと、それも土曜日。だから寝られんのでやれんのだという情報を一応町のほうに言って、町のほうが機動隊かどっか、タイミングを図りながら、確かに暴走族の音いうのはやれんですから、その辺も一つ要望しとってくださいうことで、ちょっと要望しときますから、関係機関に声をかけて対処するようにお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） その暴走族の件でございますけども、昨年も警察の方に動いていただいたんですけども、今もそういう状態があれば、引き続き、警察のほうにパトロールを含めた啓発をお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 暴走族対策で、現在、入り口のところでバリケードで止めていますが、それが、今度、にぎわい施設がオープンすると、やはり駐車場を有効に利用していただかないといけないので、撤去いたします。その代わりに、現在、物販施設の駐車場のところに通り抜けできないようにポールを設置しておりまして、何かありましたら、そのポールを引き上げて、通り抜けができないような形で暴走族対策

も取っておりますので、それも追加対策でやっておりますので、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと43ページをお願いします。

不妊治療費等助成事業が300万円の減になってますね。これ、物すごく大きいことじゃないかと。少子化の中でどんどんどんどん減っていく。この説明を求めるんですが、700万円の予算でやってたと思うんですけど、300万円の減なんで、これは何かそういう理由と、今後に対して、何かこの辺は、以前の情報からすれば、町単独で不妊検査とか不妊治療費をやってるよということのアピールがあったんですが、その辺の今後に向けての流れも含めて確認したいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 不妊治療についてお答えをいたします。

令和4年度の当初予算を計上いたしますときに、議員の皆様にも御説明させていただきました。この令和4年の4月から、この不妊治療が保険適用となっております。これがまだはっきりといたしませんでしたので、例年どおりの700万円の予算を計上させていただきたいとお願いをいたしておりました。このたび、令和4年4月1日からの保険適用の制度になりまして、申請がやはり少なくなってきました。こちらの制度につきましては、やはり市町ごとに、この保険適用になりましても、いろいろと補助の体制が違ってあります。その中で、坂町におきましては、前年どおり、1回目の不妊治療には30万円を、2回目以降は15万円ということで、手厚い補助を継続して行うことを決定をいたしております。これにつきましては、保険適用になったことで、やはり申請が減ってきてはありますが、そのような中で、現在も6件ほど新しい制度でのお問合せも来ております。

また、今年度につきましては、旧制度ですね、元の制度についても4件ほどの申請があり、既に2件の方が母子手帳の交付を受けられているというような実績もございます。そこを見まして、今年度の実績といたしましては、やはり40件を見込んでおりましたが、25件程度の申請になるであろうということで、一旦は予算を減額させていただいておりますが、令和5年度につきましては、またしっかりと700万円の

予算を計上予定といたしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時19分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第4号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもの

で、既定の予算総額に188万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,742万3千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫補助金2万4千円、県支出金、県補助金167万1千円の増額は、それぞれの交付見込みにより計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金18万8千円の増額は、交付見込みにより計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、保険給付費、療養諸費95万円の減額、高額療養費12万1千円の増額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

基金積立金21万2千円の増額は、歳入歳出差額分を計上いたしました。

11ページの諸支出金、償還金及び還付加算金250万円の増額については、還付金の増額により計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第5号「令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づき補正計上いたしましたもので、既定の予算総額から647万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億216万5千円といたすものでございます。

4ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、地方債補正は事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの使用料及び手数料、公共下水道使用料は、収入見込みにより減額をいたしました。

繰入金、一般会計繰入金は、歳入歳出予算の補正により増額し、町債、事業債は、流域下水道整備債について、事業の執行見込みにより減額をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費は、共済費について、職員の人事異動に伴い減額をいたし、光熱水費35万5千円は、執行見込みにより追加計上いたしました。

負担金補助及び交付金108万6千円は、県からの通知に基づき下水道維持管理費を追加計上いたし、水洗便所設備資金貸付金は、執行見込みがないため、120万円を減額をいたしました。

事業費、流域下水道整備費は、県からの通知に基づき、太田川流域下水道整備事業負担金628万5千円を減額をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 総額的には、9ページですか、公共下水道の使用料が600

万円減になるよいうことに全てかかってきてるんですが、この下水道の使用料が600万円いうのは、全協とかなんかで水道局のほうからの通知によるというんですが、結局、直の理由はということが600万円に通ずるということを言われてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

下水道使用料につきましては、年々、ちょっと減少傾向にある見込みでございます。今回の要因といたしましては、新型コロナウイルスで令和3年度頃には在宅勤務でありますとか、そういったものが各企業でございました。そちらが令和4年度になりまして、そういった緩和がされたことにより出勤をされた。水量が減ったということであろうと思います。

そのほか、最近では節水の器具、洋便器でありますとか、そういった水洗器具が節水型になっておりまして、そういったものも要因の一つと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第6号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に1,269万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7,988万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの保険料、介護保険料20万円の増額は、収入見込額に基づき計上いたしました。

また、国庫支出金、国庫負担金352万5千円の増額、国庫補助金42万2千円の減額、10ページの支払基金交付金379万円、県支出金、県負担金220万3千円の増額、県補助金68万8千円の減額、11ページの繰入金、一般会計繰入金142万5千円、基金繰入金266万4千円の増額は、保険給付費や地域支援事業費などの実績見込みに基づき、法定割合により計上いたしました。

次に、歳出で、12ページの総務費、総務管理費9万円の減額、13ページの保険給付費、介護サービス等諸費2,000万円の増額、介護予防サービス等諸費40万円の減額、その他諸費2万5千円の増額、14ページの高額医療合算介護サービス等費100万円の増額、特定入所者介護サービス等費300万円の減額、15ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費203万8千円、一般介護予防事業費155万4千円、包括的支援事業・任意事業費124万6千円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第7号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第7号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から413万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,951万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料265万円、繰入金、一般会計繰入金148万5千円の減額、次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金413万5千円の減額は、それぞれ広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第8号「坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第9 議案第9号「坂町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第8、議案第8号から日程第9、議案第9号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」及び議案第9号「坂町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

この二つの条例につきましては、令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、令和5年4月から地方公共団体が個人情報の保護に関する法律の適用対象となることから、この法律の施行に関し必要な事項

を定め、制定をするものでございます。

坂町個人情報の保護に関する法律施行条例では、これまでの坂町個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律で規定されている開示請求に係る手数料等について、従来どおりの整備を行うものでございます。

坂町情報公開・個人情報保護審査会条例では、情報公開制度及び個人情報保護制度における行政庁の処分に不服がある場合の審査請求について、調査審議する組織である審査会について整備を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

それでは、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第8号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第9号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~


○議長（川本英輔議員） これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第10号「ベイサイドビーチ坂物販施設等設置及び管理に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「ベイサイドビーチ坂物販施設等設置及び管理に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

広島県から港湾管理事務の委託を受けているベイサイドビーチ坂において、本年4月にオープン予定の物販棟、飲食棟及びシャワー・倉庫棟の3棟につきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定等による施設の設置及びその管理に関する事項並びに使用料等を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

本施設の名称は、これらの3棟の施設の総称として「ベイサイドビーチ坂物販施設等」といたしたいと考えております。

本施設は、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図り、魅力や情報を発信するため、地元特産品の販売や海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツ、また、背後地でのトレッキング等の拠点として設置をいたすものでございます。

本施設の管理及び運営につきましては、施設を占有して営業する事業者に対し、施設の使用を許可し、体験型の観光拠点として活用いたすこととしております。

また、使用料につきましては、維持管理に充てる費用等を勘案し、定めるものでございます。

その他、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、規則で定めることといたしております。

なお、施行期日につきましては、施設をオープンする本年4月1日を予定をいたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4月1日からこの条例の施行ということなんですが、規則というのは同時に現在つくられてるんですか。4月1日施行で、規則いうのはつくられるかどうかをちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監兼建設部長。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

規則につきましても、4月1日で施行するように考えております。現在、つくっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） それは議会のほうに出すような種のもんじゃないんですか、規則いうのは。細かいことを定めてるものなんですけど、どのようなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 今回条例で定めているものは、使用料、あるいは使用許可などの手続で、条例で定めなきゃいけないもののみ条例で定めておりまして、残りの規則につきましても、公示をすることで考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第11号「坂町乳幼児等医療費支給条例の全部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「坂町乳幼児等医療費支給条例の全部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、物価高などの社会情勢を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽くするため、乳幼児等の通院医療費の支給対象年齢を小学6年生から中学3年生までに拡充し、支給対象者の世帯が個人住民税非課税世帯の場合は、一部負担金を無料とするよう条例を改正をいたすものでございます。

また、対象者の年齢を拡充したことに伴い、条例の題名を坂町乳幼児等医療費支給条例から坂町こども医療費支給条例に変更をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第12号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当を一般職の特別給に準拠した支給月数に引き上げるもので、令和5年度における会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げて支給することとし、6月分と12月分のそれぞれの支給月数を「1.2月」から「1.225月」に改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第13号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この改正は、国が出産育児一時金等の支給額を引き上げることに伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、坂町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、出産育児一時金を40万8千円から48万8千円に引き上げ、加算上限額を1万6千円から1万2千円に引き下げ、総支給額50万円としたものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第14号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、令和6年度より施行されます県内準統一保険料率に合わせ、坂町国民健康保険の税率を変更するものでございます。

広島県では平成30年4月1日から国民健康保険が県単位化され、財政主体を広島県が行うこととなっております。

また、保険料率につきましては、被保険者の加入規模や収納率に合わせ決定をしているところでございます。

このたび、広島県より令和5年度の標準保険料率が示されたことから、令和6年度からの県内準統一に向けて、県が示しました保険料率に段階的に合わせる形で、保険税率の改定を行うものでございます。

その他の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時00分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第15「令和5年度町長施政方針」を議題にします。

令和5年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 令和5年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、町民生活や事業活動に大きな影響が出ております。

こうした状況を踏まえ、本町では、物価高騰の影響を受ける家計や価格転嫁の困難な事業者等の負担を軽減すべく、坂町くらし応援クーポン券事業や給食費支援事業など、町独自の様々な支援施策を機動的に実施をしております。

今後も引き続き、物価高騰、円安等の経済情勢や新型コロナウイルス感染症の影響などを見極めながら、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に町民生活を守り抜く施策を講じてまいります。

平成30年7月豪雨災害からの復旧は令和5年度におおむね完了する見込みとなっており、道路や橋梁などの公共土木施設は被災前の状況を取り戻しつつあります。

今後は、復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤のさらなる強靱化やベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出など、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合言葉に、将来に向け、町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進をまいります。

令和2年から続く新型コロナウイルスの感染拡大は衰えを見せず、その収束はいまだ見通せない状況となっており、世界中が大きな困難に直面をしております。

本町におきましては、臨時インフルエンザ予防接種事業や子育て応援臨時支援金の支給など、本町独自の感染防止対策や経済的支援を行ってまいりましたが、令和5年度につきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、国、県からの情報を迅速かつ的確に把握をしながら、感染拡大防止のための留意すべき行動等を町民に周知・啓発するなど、感染拡大予防に取り組んでまいります。

令和5年度は坂町第5次長期総合計画の計画4年目に入ります。まちの将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を実現するべく、また、目指すべきまちづくりの基本テーマである「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」の実現に向け、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害から一日も早く復興し、被災前よりも安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、本町の課題である地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展、次世代に向けた持続可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の「道路整備」や、横浜地区の越波防止・高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き推進をまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

次に、地方創生につきましては、「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、人口減少対策を推進し、持続可能な地域社会の実現に向け取り組んでまいりましたが、地方創生を今後さらに加速化・深化させていくためには、坂町の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない利便性や生産性を兼ね備えていくことが求められ

ており、これらを進めていく上で必ず発生いたします諸課題の解決には、デジタルの力を全面的に利用していくことが重要であると考えております。

国においても、こうしたデジタルの力で地方の社会課題の解決を進め、地方創生を目指していくことを全面的に打ち出しており、その施策の方向や具体的な取組内容などを取りまとめ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として令和4年12月に策定されたところでございます。

こうしたことを踏まえ、本町におきましても、デジタルを活用して地方創生を図るため、令和5年度に「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「坂町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改称し、内容を改訂してまいります。

本町でのデジタル活用におきましては、デジタルに不慣れな住民が取り残されることがないように、デジタルとアナログが共生する「人に優しいデジタル変革」を念頭にこれまで取組を進めてきたところであり、令和5年度以降におきましても、国が打ち出した総合戦略を踏まえつつ、町の独自施策として「デジタルとアナログの共生」を基本としつつ、町民の皆様の利便性の向上と地域課題の解決に対し、デジタル技術の活用を積極的に進めてまいります。

各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

そして、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、地域密着、住民密着の行政サービスに努め、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下、全職員が一丸となり、全力を挙げて取り組んでまいる所存であり、令和5年度におきましては、主に次の諸事業を展開してまいりたいと考えております。

- ・物価高騰などによる厳しい経済情勢から町民生活を守り抜くための

「臨機応変な物価高騰対策等の実施」

- ・平成30年7月豪雨災害からの復興のための

「道路等社会基盤の強靱化」

「くらしの再建」

「被災者への相談支援体制の継続」

- 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」
- 「災害に強いまち・ひとづくり」
- 「災害伝承ホールの活用」
- 「災害誌の制作」
- 「津波・高潮ハザードマップの更新」
- 「消防小型ポンプの更新」
- ・新型コロナウイルス感染症等から町民の生命と健康を守るための
 - 「感染症対策の啓発」
- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす
 - 「三世代同居・近居の推奨」
 - 「空家利活用の促進」
 - 「子育て世帯引越支援事業の実施」
 - 「地方創生移住支援事業の実施」
 - 「地域おこし協力隊の導入」
- ・交通体系を形成する
 - 「県道坂小屋浦線の整備」
 - 「環状線道路事業の推進」
 - 「町内循環バス事業の推進」
 - 「都市防災総合推進事業（避難路）の推進」
- ・都市の根幹的施設としての
 - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
 - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
 - 「下水道事業企業会計の推進」
 - 「安芸衛生センターし尿前処理施設整備事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
 - 「砂防堰堤等の再度災害防止対策事業の促進」
 - 「都市防災総合推進事業（防災公園）の推進」
 - 「海岸保全施設整備事業の促進」

- 「森山北漁業基地の防波堤事業の促進」
- 「横浜排水区浸水対策事業の推進」
- 「建築物耐震化の促進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
 - 「福祉事務所の充実」
 - 「保健・福祉拠点の整備」
 - 「第1次福祉のまちづくり計画の推進」
 - 「生活困窮者自立支援の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
 - 「第2次（後期）健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）、いのちを支える坂町プランの推進及び次期計画の策定」
 - 「第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の推進及び次期計画の策定」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
 - 「第9期高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の推進及び次期計画の策定」
 - 「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」
 - 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施」
- ・障害の有無により分け隔てられることなく地域で生活するための
 - 「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定」
 - 「障害福祉サービス施設の整備」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
 - 「第2期子ども・子育て支援計画の推進」
 - 「子ども家庭総合支援拠点事業の推進」
 - 「乳幼児等医療費助成制度の拡大・充実」
 - 「妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実」
- ・乳幼児保育の充実のための
 - 「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」
- ・地域づくり人づくりの核となる
 - 「生涯学習社会の推進、生涯スポーツ社会の振興」

- 「地域とともにある学校づくりの推進」
- ・ 伝統文化を大切にす社会の推進、郷土愛の醸成を図るための
 - 「芸術・文化活動の振興」
 - 「偉人マンガの制作・活用」
 - 「六角御輿の活用」
- ・ 情報化・国際化に対応した人づくりを目指すための
 - 「ICTを効果的に活用した教育の推進」
 - 「小・中学校英語教育の充実」
- ・ 観光レクリエーションの振興と交流人口増加のための
 - 「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」
- ・ 地域課題の解決と行政事務の高度化・効率化のための
 - 「デジタル技術の実装（デジタル化の推進）」
 - 「行政手続オンライン化の推進」
- ・ 情報発信機能を強化するための
 - 「町公式ホームページ・町公式ラインの充実」
 - 「テレビのデータ放送を活用した情報発信」
 - 「仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信」
 - 「ご当地ナンバープレートの導入」
- ・ 公共施設の中長期的な維持管理のための
 - 「町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画の推進」

こうした事業を議会の皆様をはじめ、町民の皆様の英知と御理解、御協力を支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策につきまして、基本的な方針を述べさせていただきます。

1、安全で安心して暮らせるまちづくり

国による強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化施策との調和を図り、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和2年度に「坂町国土強靱化地域計画」を策定をいたしました。この計画に基づいた施策を進めてまいります。

平成30年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、

水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、がけ崩れにより住家等への被害も発生をいたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤や溪流保全工の整備、治山事業による谷止めの整備を実施をいたしております。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の斜面对策工事につきましては、再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

応急対応中の道路や河川などの災害復旧事業につきましては、早期完成に努めてまいります。

ため池につきましては、農業用として本町内に6か所ありましたが、地域の安全を確保するため、県の協力の下、現存するため池の機能を廃止する工事が令和4年度に完了し、全てのため池がその役割を終えました。

また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組むとともに、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行い、近年の集中豪雨により、度々浸水被害が発生している横浜排水区につきましては、雨量解析により抽出した排水能力が不足する箇所の改善に向け、排水路改良工事を行ってまいります。

さらに、排水ポンプ場の定期的な点検、計画に基づく改良・修繕により、排水能力を適切に確保してまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策につきましては、横浜東一丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸のかさ上げ及び離岸堤が完成しており、残る護岸の早期完成に向け、県や国に強く要望してまいります。

こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進してまいります。

次に、被災者支援につきましては、平成ヶ浜東公園の応急仮設住宅に入居されている方が住まいを再建するまでの間、応急仮設住宅を供与いたしておりましたが、令和4年度に入居されていた全ての方が退去されたところでございます。

また、被災者の方々に対し、保健師による継続した個別訪問を実施するとともに、坂町地域包括支援センター及び各関係機関と連携して被災者の生活再建に向けた様々

な相談支援等を継続して行ってまいります。

災害により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、追悼式を執り行うとともに、災害を風化させない取組として、令和2年度には坂町自然災害伝承公園内に水害碑を建立し、令和4年度は坂町災害伝承ホールを開館いたし、写真や映像を通じて、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承するための取組を進めてまいります。

また、令和5年度は、被害の状況やその後の復旧・復興の取組をまとめた災害記録誌を制作し、全世帯に配布することといたしております。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・ひとづくりのためには、行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」の下、地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えており、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進に努めてまいります。

地域が支え合い助け合う体制の構築に向けては、防災士の養成講座や地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織の活動を積極的に支援させていただくとともに、土砂災害ハザードマップの確認や自らの防災行動計画（マイタイムライン）を作成をしていただくなど、いざというときに家族や近隣の方に声をかけ合い、即座に適切な避難行動ができる仕組みを地域の方々と協議し、地域の実情に沿った訓練の支援を行ってまいります。

令和5年度は津波・高潮ハザードマップの更新を行い、町内全戸に配布をしてまいります。

また、防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与をいたしており、加えて、河川状況の画像をスマートフォンやパソコン、町公式ラインでいつでも閲覧できる河川監視カメラにより早期避難につながる取組を行っております。

避難行動要支援者の避難につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職の皆様をはじめとする避難支援関係団体の御理解、御協力の下、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みである個別避難計画を地域の皆様の御意見をいただきながら作成してまいります。

S u n s t a r H a l l は坂町中心部の災害避難場所及び避難所であるとともに、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として、引き続き、活用してまいります。

令和4年度に供用開始いたしました横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所は、津波災害時における一時避難場所として整備いたしました。また、坂地区においても、災害時、緊急的な活動を行うための防災公園を整備いたし、住民の安全の確保を図ってまいります。

また、令和3年度に策定いたしました「坂町耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進する施策として、令和5年度に国・県・町が支援する補助制度を導入し、住宅・建築物の耐震化を促進してまいります。

本町では、坂町業務継続計画（BCP）に基づき、大規模災害発生時における役場機能を早期に回復させるとともに、非常時優先業務を早期に着手することといたしております。

また、災害時に応急対策活動が速やかに行えるよう、災害時応援協定の締結などに取り組み、役場の危機管理体制の強化と、町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

2、次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、調和の取れた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進してまいります。

また、第5次長期総合計画、都市計画マスタープランに基づくまちの将来像や土地利用の基本方針、都市施設の整備方針、地域のまちづくり方針により、「誰もが安心・快適に住み続け、キラリ輝くまちさか」の実現に向け、まちづくりを推進してまいります。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、改定した「第2期坂町空家等対策計画」に基づき、安心して相談しやすい窓口づくりに努め、空き家の発生予防及び適正管理または利活用を促進することにより、空き家の増加を抑制してまいります。

空き家の適正管理につきましては、適切な管理がなされていない4件の特定空家の

所有者に対しまして、今後もきめ細やかな助言・指導を行うとともに、第三者に危険を及ぼすおそれのある空き家の所有者に対しまして、対策の必要性についてお願いをしております。

空き家の利活用につきましては、引き続き、空き家活用支援窓口の設置や、空き家バンクの運営とともに、空き家改修等支援事業に取り組み、加えて、地域おこし協力隊による空き家の利活用を推進しております。

また、引き続き、三世帯同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業に取り組むとともに、東京圏からの移住支援事業を展開しております。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、これに歯止めをかけることが喫緊の課題であることから、平成29年度に坂町有住宅の空き室を子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。

また、令和2年4月からは、子育て支援住宅の使用料を引き下げ、令和4年9月からは、入居者資格を中学校就学中までの児童がある者に条例を改正することで、子育て世帯の入居促進に努めるなど、人口増に向け取り組んでおります。

道路関係につきましては、本町では国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしております。このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけており、令和2年度より、国土交通省において、総頭橋交差点改良事業に着手され、令和4年3月に地権者説明会が開催されたところでございます。

さらに、国道31号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の4車線化に向けて、令和3年7月に着工式、同年10月には小屋浦トンネルの工事発注が、令和4年3月には坂高架橋から小屋浦トンネルまでの坂工事も工事発注され、これで町内全区間の工事が発注されました。

引き続き、国や西日本高速道路株式会社に早期完成を働きかけていくとともに、4車線化事業に併せて町道植田水尻側道線の整備も進めているところでございます。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成をしております。関係地権者等の御理解をいただき、県道用地の確保も進んでおり、まとまった用地が確保された箇所から県に順次工事を実施していただいている中で、令和3年3月には、JR呉線や国道31号を越える高架橋の下部工事に着手しており

ます。

また、令和3年10月には、荒神橋付近から向井田橋付近までの2工区について、国から事業認可を受け、関係地権者等の御理解をいただき、令和4年度から用地測量や境界立会を行っております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、県道坂小屋浦線の早期完成を目指し、県とともに全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されております。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向け、地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線への接続を図る道路や環状線道路事業を積極的に推進をしております。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を計画的に実施し、利用者の安全を確保してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施をいたしておりますが、都市公園遊具の適切な管理により、快適かつ安心して都市公園を利用していただくため、「公園遊具長寿命化計画」に基づき、専門業者による点検を行うとともに、適宜、施設の修繕や更新を実施してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後予想される道路陥没事故等の未然防止と改修費用等の低減を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づく污水管渠及び雨水ポンプ場施設の長寿命化に取り組むとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業の経営安定化を推進するため、未接続世帯に対する啓発を行い、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

3、豊かな自然と快適な生活環境づくり

本町は、海や山、川などの豊かな自然環境を有しており、これらの自然を生かしながら、地球温暖化対策や公害防止など環境保全に努め、美しい自然と共生するまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、持続可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

また、森林環境譲与税を活用し、多くの人が集まる施設や遊歩道などにおいて、県産材を利用した看板やベンチ等を設置するなど、木材利用の意識や森林整備の必要性を啓発して、森林整備の促進に貢献してまいります。

令和5年度には、ひろしま「山の日」県民のつどいを安芸郡4町合同で開催し、身近な森林や山と関わるきっかけづくりに取り組んでまいります。

坂町循環バスにつきましては、地域住民、特に高齢者をはじめ交通弱者の方々の日常生活にとって欠くことのできない公共交通手段であります。地域間の公平性を考慮し、循環バス利用料の町内均一化を実施いたしましたが、令和4年度は利用者の利便性向上を図るため、試行的に時刻表を改正し、令和5年度には車両の老朽化に伴う横浜・北新地線の車両の更新、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するための「地域公共交通計画」の策定などについて実施してまいります。

今後も町民の皆様の御意見を参考に、坂町循環バスを御利用いただきやすく、効率的かつ永続的に運営するための検討を行ってまいります。

ごみの排出抑制、資源化、再利用等につきましては、「たいびエコセンター」を拠点として、引き続き、町民・事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき、啓発に努めているところですが、引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしており、継続して安全な廃棄物の広域処理を行

うとともに、「環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第5期地球温暖化対策実行計画」を策定し、本町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、取り組んでおります。

具体的には、平成22年度から屋外の防犯灯を皮切りに順次進めております照明器具のLED化でございますが、令和2年度には本庁舎と町民センター、令和3年度には小中学校、各社会教育施設及び公園を対象にLED化を進めたところであり、こうした取組を通じて、電力消費の節減に伴う二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化防止対策を推進するとともに、維持管理経費の節減に努めてまいります。

し尿の処理に関しましては、処理施設である安芸衛生センターは昭和57年に建設され、41年が経過しており、老朽化が進んでいることから、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係市町と連携し、今後の在り方について協議した結果、し尿及び浄化槽汚泥を所定の濃度まで希釈し、坂町の下水道管渠へ投入することといたしました。令和8年度までに整備を行い、令和9年度からの供用開始を計画をいたしております。

次に、消防体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への対応は強化されております。

引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図るとともに、令和5年度は消防小型ポンプの更新を行い、さらに消防力の向上を図ってまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るとともに、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラを設置し、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区の警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果と併せて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

今後も地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政・町民・事業者が一体となつて、地域ぐるみで暴力団の排除に向け、取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携の下、交通安全意識と交通道徳の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備に併せて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

消費者問題につきましては、近年の情報化の進展や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、複雑かつ巧妙化しており、これらに適切に対応するため、引き続き、消費生活相談窓口における相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。

また、広報紙や出前講座等により、消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

4、誰もが健康で暮らせるまちづくり

近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関する要望や要請が複合化・複雑化しており、その対応が課題となっております。このため、保健・福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供することができる保健・福祉の拠点の整備を促進してまいります。

また、拠点においては、「地域共生社会」の考え方である地域の課題を「我が事」として受け止められる地域づくりを推進し、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるよう、各関係機関と協働した包括的な支援体制とし、地域を共に創っていく社会の実現を目指してまいります。

さらに、第1次福祉のまちづくり計画では、「誰もが夢と希望を持ち明るい笑顔で絆を深めるやさしさあふれる福祉のまちづくり」を基本理念とし、町民の地域福祉に対する理解を促進するとともに、支え合いの心を育みながら地域活動に参画することで絆を深め、誰もが夢と希望を持てる優しさあふれる坂町ならではの福祉のまちづくりを目指していく中で、保健・福祉の総合相談窓口の設置を推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画・食育推進計画である「第2次（後期）健康さか21」及び自殺対策計画の「いのちを支える坂町プラン」に基づき、保健センターを拠点として、健康教育・健康相談・訪問指導の充実に図り、心身の健康保持・増進に取り組むとともに、「第3次健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）」、「第2次いのちを支える坂町プラン」を策定してまいります。

特定健康診査受診率の向上につきましては、「第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、未受診者受診勧奨並びに保健事業を推進するとともに、「第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」を策定してまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催と併せ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操としてさらなる普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査及び特定不妊治療や不育治療を受けられる方への治療費助成を引き続き実施してまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、地域に密着した母子保健推進員と連携した家庭訪問の強化や育児相談、母親学級等を開催するなど、支援を一層充実させてまいります。

さらに、産婦健診及び産後ケア事業を引き続き実施し、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実させ、切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「第9期高齢者保健福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」に基づき、「地域共生社会」の実現を見据えた「地域包括ケアシステム」の強化を行い、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、共生と予防を車の両輪とした認知症施策に取り組むとともに、「第10期高齢者保健福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」を策定してまいります。

また、介護予防と健康づくりの推進につきましては、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、80歳、85歳を対象とした歯科健康診査を継続し、さらに人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域でできる限り健やかに過ごせるまちを実現するため、「元気いきいき教室」や地域の集いの場で住民の皆様が自主的に活動されている「いきいき百歳体操」を活用して、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸及び介護予防に取り組んでまいります。

令和2年から世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、町民の皆様の安

全・安心を守るため、国、県との連携を図り、引き続き、感染拡大防止に取り組むとともに、予防接種や感染対策等の情報について、正確かつ速やかに住民の皆様を提供してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指して、生涯を通じた切れ目のない支援を行うとともに、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定してまいります。

障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、幼児期から大人になり、就労するまでを切れ目なく支援を行う多機能型障害福祉サービス施設を民間の社会福祉法人により植田地区に整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すとともに、施設内に災害時等に使用できる避難場所を設け、植田地区住民福祉協議会の要望に沿うべく整備を進めてまいります。

また、障害児に対する施策につきましては、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレントトレーニング事業」を引き続き実施するとともに、子供の発達課題に対して、早期発見・早期介入ができる支援体制を拡充するため、多機能型障害福祉サービス施設には児童発達支援センターの設置を予定しており、保育園等においては、障害児や医療的ケア児を受け入れるなど、療育支援体制の充実を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成制度につきましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和5年度から現在の通院の対象年齢である小学校6年生までを中学校3年生までに引き上げ、さらに一部負担金の500円につきましては、住民税非課税世帯において入院・通院とも無料となるよう、制度の拡大・充実を行ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第2期子ども・子育て支援計画」により、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭教育の重要性を啓発し、あわせて学校、保育園、こども園並びに地域等が連携した地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯にとって身近な自然と直接触れながら遊べる環境を充実させ、魅力あるまちづくりを進めることで、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、「子ども家庭総合支援拠点」において、引き続き、全ての子供とその家庭及び妊産婦等からの相談窓口として、福祉の専門職が様々な不安や困り事に関する支援を行ってまいります。

さらに、関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の早期発見から児童虐待の未然防止、再発防止に当たるまでの支援を行ってまいります。

子供の健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜住宅及び坂町有住宅内の「子育て支援センター」では、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、育児に関する講座、情報提供などを行ってまいります。

保育園及びこども園の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営法人と協力し、質の高い教育と保育の充実並びに安全・安心な施設整備に努め、今後も保護者に信頼される地域に根差した園づくりを行ってまいります。

昨今の物価高騰の影響により生活に困窮する方を支援するため、生活困窮者自立支援制度による支援を実施し、社会福祉協議会とも連携をしながら各種支援施策を充実させるとともに、複合的な課題を有する生活困窮者の支援にも努め、効果的な支援を行ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、令和3年度に策定した「第2次坂町男女共同参画プラン」に基づき、意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」については、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき「礼節」を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

また、新しい時代を切り開いていく子供たちが夢や目標を持って挑戦していく社会の実現を目指し、地域と協働しながら地域の価値ある資源の保存・活用に努めるとともに、絆をつくる取組を推進してまいります。

さらに、子供たち一人一人が、自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、将来、

「自立した社会人」として活躍できる児童生徒の育成に努めてまいります。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携を取りながら、行政施策の推進を図ってまいります。

情報化社会に生きる子供たちにとって、教育における情報通信技術（ICT）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。このため、本町では国が進める「GIGAスクール構想」の下、情報機器端末を活用した教材による教育を推進するとともに、継続的に財源を確保し、子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを支援してまいります。

英語教育につきましては、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する子供たちを育てるため、小・中学校に外国語指導助手を配置し、各学校における英語教育の充実に努めてまいります。

また、小中学校間の円滑な接続を図り、語学力や他者と意思疎通を図る能力を育成してまいります。

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子供たちを育て、地域との絆を強めるとともに、次代の担い手を育成するため、学校運営協議会による地域と共にある学校づくりを推進し、さらなる地域連携・協働体制の構築に努めてまいります。

中学校の部活動においては、学校主体で地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員を配置し、支援してまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所としての維持管理が重要であり、引き続き、長寿命化計画に基づき、適宜、学校施設の改修を実施してまいります。

防災教育では、自他の命を大切に、主体的に行動できるとともに共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町」に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の

変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学び、同じ楽しみを持つ仲間をつくることができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域における生涯学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

「放課後子どもプラン」等につきましては、子供たちが生活体験、社会体験などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力の下、さらなる充実に努めてまいります。

留守家庭児童会につきましては、坂・横浜・小屋浦全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っております。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備しており、今後も引き続き資料の充実に努めるとともに、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

子供の読書活動につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや図書館まつりを再開しており、家庭、地域、学校など社会全体で子供の読書活動を推進してまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、心身の健全な発達や人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となるなど、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしております。スポーツ・文化活動を通して町民相互の連携と親睦を図ることにより、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めてまいります。

また、子供たちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めます。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

また、坂町史4編の普及・活用に引き続き努めるとともに、B&G財団の助成金を活用し、地域の発展に貢献された偉人をマンガにする事業を展開し、制作後は町内の

学校・図書館に配布して学習活動に利用するなど、坂町の歴史・文化を後世に伝えてまいります。

Sunstar Hallは町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点等として、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

イベントの開催につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止や延期を余儀なくされておりますが、令和5年度も町民の皆様に喜んでいただけるよう、可能な限り開催してまいりたいと考えております。

なお、令和5年6月18日には、国民的人気番組である「NHKのど自慢」の開催が決定しておりますので、町民の皆様の御参加などの御協力をお願いいたします。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、コロナ禍のため実施を見合わせております中学生を対象とした海外研修青少年対象事業につきましては、急激な円安による渡航費用の高騰や新型コロナウイルスの収束が見込めないことなどにより、断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、円安の解消並びに新型コロナウイルスの収束等、安全・安心に渡航できるような状況になった際には、再開できるよう準備をしております。

6、産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は、農地の多くが傾斜地にあることで効率化が難しく、さらに、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害も報告されており、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、新たな生きがいややりがいを求めて農作業に興味を持つ方を含め、農作業に携わる方が意欲を持てる環境をつくるため、休耕地を利用したレクリエーション農園の運営や農産物品評会の開催などに取り組むとともに、有害鳥獣からの被害防止対策費用を補助し、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、平成8年に整備された基

地内の浮消波堤は老朽化により機能が発揮されず、波浪の影響により漁業活動の安全性が確保できないため、一文字防波堤の改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

新たな特産品の開発及び振興につきましては、地域おこし協力隊を導入するとともに、広島カキやムラサキ麦、町木である梅を推奨し、本町の特色を活かすため、町公式キャラクターや観光資源等を活用して、多くの人に愛される商品の開発を進めてまいります。

梅ペーストと町公式キャラクターを用いて開発し、今後、販路を拡大していくまんじゅうは、町外の方が本町に対する関心を高める契機となるよう、そして、町内事業者による本町の誇りとなる新たな特産品開発の促進につながるよう活用してまいります。

また、本町のムラサキ麦を原材料としたビールは、製造再開に向けた検討を行っているところであり、原材料の確保や新たな生産体制の確立に努めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を確かなものとするための経済対策や原油価格・物価高騰対策に関し、国や県の対策等と連動して町内の中小企業等を支援するとともに、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も、広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

観光振興につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、ベイサイドビーチ坂に整備をした物販施設等で地元特産品を販売するとともに、海でのマリンスポーツやビーチスポーツ、背後地でのトレッキングの拠点にできる本町を象徴する施設として、町内外に魅力や情報を積極的に発信してまいります。

また、ベイサイドビーチ坂を通じた観光・地域振興をより効果的なものとするよう、地域おこし協力隊の導入や、令和4年度、広島県から陸域部分に関する管理委託を受け、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るとともに、新しい生活様式に対応した仕事ができる場所を提供し、本町の観光と商業、農業、漁業などの地域産業が連携した地域経済の活性化を図ります。

さらに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩

道橋や情報伝達施設などの整備について進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて県などの関係機関へ働きかけてまいります。

7、効率的な行財政運営を図るまちづくり

今日の地方公共団体におきましては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

国が策定した「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、地方の社会課題を成長の原動力へと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指すとされています。本町におきましても、デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築を目指し、情報通信技術（ICT）を活用した地域課題の解決、行政手続のオンライン化、行政システムの標準化・共通化、情報の漏えい防止対策の徹底等について重点的に取り組み、引き続き、住民密着のデジタル化を進めてまいります。

また、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの取得促進につきましては、新たに横浜出張所及び小屋浦出張所におきましても、交付や更新などの手続ができるように機器の整備を行ってまいります。

また、毎週木曜日に午後7時まで役場で行っております専用窓口の延長受付と土曜開庁日の受付につきましては、今後も継続してまいります。

各地区や事業所などに職員が出向いて行っております「出張申請窓口」につきましても、積極的に展開するとともに、マイナンバーカードの普及を通じて、町民の方々にとって利便性の高い社会生活を推進してまいります。

広報活動につきましては、さらなる情報発信の強化を図るため、令和4年度に、より魅力的なホームページへと更新するとともに、町公式ラインを導入し、必要な情報を必要なときに皆様のお手元に迅速にお届けする仕組みを構築してまいりました。

令和5年度には、民放放送局のデータ放送を活用し、スマートフォンの操作が苦手な方やインターネット環境がない方など、子供から高齢者まで、テレビを通じて容易に情報を入手できる機能を導入してまいります。

また、仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信を行うなど、町の情報発信の拡充・強化により一層取り組んでまいります。

さらに、町の魅力発信を図るとともに、町民の皆様にあふれる愛着を深めていただくことを目的に、町の魅力を表現した原動機付自転車の御当地ナンバープレートを制作してま

います。

また、町公式マスコットキャラクター「坂うめじろう」を町内外の各種イベントに出演させるとともに、キャラクターグッズを活用したPRに努め、本町を多くの方々に知ってもらうための取組を行ってまいります。

今後も広報誌をはじめ、様々な情報媒体を活用し、町民の皆様役に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

各公共施設の維持管理につきましては、令和3年度に策定をいたしました「町民ひろば長寿命化計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な保全・管理に取り組んでまいります。

下水道事業特別会計では、令和3年度から事業の安定的な運営を目的とし、これまでの官公庁会計から地方公営企業法を適用した企業会計への移行を3か年計画で進めております。令和5年度は移行に向けた最終年度として、下水道施設の資産情報の整理や条例・規則等の改正を行い、移行後は公営企業としての健全性を確保するため、財政の基盤強化や適切な資産管理を図り、下水道施設の更新費用の増大や人口減少社会による経営状況の悪化を未然に防げるよう、より一層の効率化・健全化に努めてまいります。

令和5年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興を必ずや成し遂げるために、高い次元の志を持って取り組むとともに、未来に向け、希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた施策を着実に推進してまいります所存でございます。

議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時11分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16「令和5年度教育行政方針」を議題にします。

令和5年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 令和5年度教育行政方針を表明いたします。

1、はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で「予測困難な社会」が現実のものとなった今日、急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の子供たちに、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるために必要な資質や能力を育成することが求められています。

国では、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、ICT環境がこれからの学校教育を支えることを前提に、今後の学校教育の在り方について検討されてきています。

坂町では「GIGAスクール構想」に基づき、1人1台端末、電子黒板、デジタル教科書と高速大容量の通信ネットワークを活用したICT教育を推進するとともに、子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる取組を推進してまいります。

さらには、人生100年時代の到来など社会の変化や課題を踏まえた新しい時代を迎える中、生涯学習の重要性は一層高まっており、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供等、生涯学習の理念を踏まえた総合的な政策を推進してまいります。

また、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事やイベントの中止や縮小を余儀なくされました。感染防止対策を徹底して開催できた行事やイベントはあるものの、依然として感染者は多く、予断を許さない状況が続いています。

引き続き、令和5年度においても感染防止に強い危機感を持ち、「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」という新たな時代を見据えるとともに、国・県の動向を的確に把握した上で、行事やイベント等の目的や効果を再検証し、柔軟かつきめ細やかに施策を展開してまいります。

坂町教育委員会といたしましては、「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また、「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって効果的な教育行政を推進してまいります。

2、学校教育

(1) 「礼節」を基本とした教育の推進

一人一人の子供たちが自らを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育みながら、「礼節」をわきまえた行為へと深めていく教育を推進してまいります。

時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」と、自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を一体として捉え、全ての教育活動を通して取り組んでまいります。

(2) 確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。

育成に当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めるとともに、ICT環境を最大限活用し、質の高い教育の実現を目指してまいります。

(3) 体力・運動能力の向上

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えます。

今後も各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体を通して体力・運動能力のさらなる向上に努め、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組を推進してまいります。

(4) 防災教育の推進

平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

推進に当たっては、教育活動全体を通して、自然災害についての理解を深め、災害時に的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる力を育成します。また、自他の生命を尊重する心を育て、学校・家庭・地域の安全活動に進んで参加・協力・貢献できるような資質や能力を養い、能動的に防災に対応することのできる人材を育成してまいります。

(5) 特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行ってまいります。

このため、各学校で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めてまいります。

(6) ICT教育の推進

社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要です。そのためには、学校におけるICT環境を最大限活用するとともに、電子黒板やデジタル教科書等の新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、情報モラル教育を含めたICT教育を推進してまいります。

(7) グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育み、持続可能な社会のづくり手となるために必要な資質や能力を身につけることが求められています。坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成します。また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する人材を育成してまいります。

(8) 生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ってまいります。

また、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実に努めてまいります。

とりわけいじめ問題については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために、学校と教育委員会が一体となって適切に対応してまいります。

(9) 保育園・こども園・小中学校連携・接続の推進

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に連携・接続しながら子供の発達や成長段階に合わせた教育の連続性、一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

このため、保育園・認定こども園と小学校が連携しながら、互いの教育・保育を理解し、見通しを持って、子供の育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実に努めてまいります。

また、小中学校では9年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の円滑な連携・接続を確保し、心身ともに健康で、子供たちの発達段階に応じた「生きる力」を育成してまいります。

(10) 「地域とともにある学校づくり」の推進

学校と地域が学校の目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、町内各学校区において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティスクール）をさらに充実させ、学校と地域が連携・協働しながら、一体となって子供たちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、中学校の部活動においては、学校主体で地域とともに盛り上げていけるよう、

部活動指導員の配置に向けて関係機関と連携してまいります。

(1) 安全・安心な学校環境の整備

学校施設は未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難所として役割を果たす重要な施設です。

引き続き、学校施設の老朽化対策として策定した「長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保に努めてまいります。

また、教職員の長時間勤務課題の解決に向けて、児童生徒の出欠や成績の管理を行う校務支援システムの運用等により、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進してまいります。

3、生涯学習

(1) 生涯学習社会の推進

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生を生き生きと生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、全ての生活の場における生涯にわたっての学習が重視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進してまいります。

(2) 生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もがそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援してまいります。

町民センターや図書館などの公共施設が町民の身近な学習拠点や交流の場として活用されるように、多様化・高度化する学習内容や学習方法に対応してまいります。

また、小中学校を含めた施設間の連携、施設・設備等の充実を図るとともに、活用の利便性に努めてまいります。

令和4年度には町民センター大ホールの大規模設備改修を行い、これからもより安全に快適に御利用できるようになりました。

また、Sunstar Hall（町民交流センター）においては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう、関係機関等とも協力し、

利用促進に努めるとともに、防災の拠点として施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります。

（３）生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、講座参加者の安全・安心を確保し、継続して活動ができるよう、自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

（４）図書館運営の充実

図書館は地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えてまいります。

また、学校、公民館等、関連施設と連携し、町内全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう資質の向上を図るとともに、図書館機能を活用した生涯学習機会の提供と充実に努めてまいります。

子供の読書活動については、感染状況を注視しながら、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや図書館まつりを再開するなど、家庭・地域・学校など社会全体で子供の読書活動を推進してまいります。

（５）生涯スポーツ社会の振興

町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

推進に当たっては、坂町体育協会やスポーツ推進委員等の関係機関と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」をはじめとする各種スポーツ大会や主催事業を開催し、町民にスポーツ活動を通して、心身の健全な発達や体力増進・健康維持の機会の充実を図ってまいります。開催については、感染防止対策を十分に取り、慎重に検討し、工夫してまいります。

（６）芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を目指してまいりま

す。

町民センターをはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根差した芸術・文化活動を推進してまいります。

また、文化協会・関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めてまいります。

令和4年度には、文化協会として初めて平和を祈念するコンサート「ピースフェスティバル」を開催し、多くの方に御参加・鑑賞をしていただきました。

今後も、感染状況を注視しながら文化活動を継続し、町民の声に耳を傾け、出演者も鑑賞者も充実感を味わえる内容となるよう柔軟に取り組んでまいります。

(7) 青少年の健全育成

青少年の健全な育成は、青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会との関わりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目指してまいります。

このため、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につける等の健全な育成に努めてまいります。

(8) 「放課後子どもプラン」の推進

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養を目指してまいります。

現在、「留守家庭児童会」は坂・横浜・小屋浦の全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っています。今後も「放課後子ども教室」と連携、新型コロナウイルスへの対策を徹底しながら、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子供たちの健全育成と子育て支援の充実に努めるとともに、早い時間帯の受入態勢についても引き続き検討してまいります。

(9) 町史の普及・活用の促進

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された町史と、編さん事業

に伴い収集した資料を活用し、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開してまいります。

町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高め、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、坂町史の普及・啓発活動に努めるとともに、B & G財団の助成金を活用し、地域の発展に貢献された偉人をマンガにする事業を展開し、制作後は町内の学校・図書館に配布して学習活動に利用するなど、坂町の歴史・文化を後世に伝えてまいります。

(10) 国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが求められているため、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を提供し、次代を担うグローバル人材を育成してまいります。

また、コロナ禍のため中止している「第7回坂町海外研修青少年対象事業」につきましては、急激な円安による渡航費用の高騰や新型コロナウイルスの収束が見込めないことなどにより、断念せざるを得ない状況となっております。

しかしながら、円安の解消並びに新型コロナウイルスの収束等、安全・安心に渡航できるよう状況になった際には、再開できるよう準備をしてまいります。

4、おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響は様々な分野に及んでおり、今後も感染拡大防止と教育施策の両立に取り組むとともに、新しい生活様式が推奨される中、各施策を「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」の視点で再構築していくことが優先課題であると考えます。

坂町教育委員会といたしましては、「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」を基本目標とし、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばし、新たな時代を豊かに生き抜く力を育成する質の高い教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に努めてまいります。

また、町民の皆様が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取組を進めてまいります。

厳しい財政状況の中、町当局の教育行政に対する温かい御支援に心から感謝申し上げますとともに、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして「教育行政方針」とします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和5年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会といたします。

再開は、明日、3月3日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午後2時45分）